

●農林省告示第千六十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一條第一項の規定に基き、輸入植物防疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第百六十六号)の一部を次のように改正し、昭和三十四年一月一日から施行する。

昭和三十三年十二月二十二日

農林大臣 三浦 一雄

別表第一の八の項中「〇・五キロ」を「〇・五キログラム」に、「三キロ」を「三キログラム」に改める。

別表第二の八の項中「〇・五キロ」を「〇・五キログラム」に改める。

別表第三の実施方法の基準の温度の欄中「(摂氏)」を削る。

別表第三の二の項中「種子一延当三一五瓦」を「種子一キログラムにつき三一五グラム」に改める。

別表第三の三の項中「倉庫一、〇〇〇立」を「倉庫一立方メートルにつき一・〇〇一八・〇グラム」に改める。

別表第三の七の項中「倉庫一、〇〇〇立方尺につき背化ソーダ一五〇瓦」を「倉庫一立方メートルにつき背化ソーダ一〇・八グラム」に改める。

別表第三の八の項中「一、〇〇〇立方尺につき液体背酸一五〇瓦」を「一立方メートルにつき液体背酸四・五グラム」に改める。
「一、〇〇〇立方尺につき背化ソーダ一五〇瓦」を「一立方メートルにつき背化ソーダ一〇・八グラム」に改める。

別表第三の九の項中

「倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、三五〇瓦」を「倉庫一立方メートルにつき四八・五グラム」に改める。
「一、二五〇瓦」を「三二・五グラム」に改める。
「六七五瓦」を「一六・〇グラム」に改める。
「四五〇瓦」を「一六・〇グラム」に改める。

倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、三五〇瓦を倉庫一立方メートルにつき四八・五グラムに改める。

倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、二五〇瓦を倉庫一立方メートルにつき四〇・五グラムに改める。
「四五〇瓦」を「一六・〇グラム」に改める。

倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、二五〇瓦を倉庫一立方メートルにつき四〇・五グラムに改める。
「九〇〇瓦」を「二四・五グラム」に改める。
「六七五瓦」を「二四・五グラム」に改める。

別表第三の十の項中「倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、〇〇〇一・五〇〇瓦」を「倉庫一立方メートルにつき三六・〇一五四・〇グラム」に改める。

別表第三の十一の項中「倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、二五〇一・三〇〇瓦」を「倉庫一立方メートルにつき八・〇〇一〇八・〇グラム」に改める。

別表第三の十四の項中「平方尺三〇〇」を「平方メートル三三〇立方センチメートル」に、「一平方尺に一五cc」を「一平方メートルに一六五立方センチメートル」に改める。

別表第四の屋根の項中「二寸」を「六センチメートル」に改める。
別表第四の外壁の項中「三寸」を「九センチメートル」に、「二寸」を「六センチメートル」に改める。

別表第四の床の項中「五寸」を「一五センチメートル」に、「三寸」を「九センチメートル」に改める。

別表第四の箇所の欄中「くん蒸ガス保有力(空倉庫一、〇〇〇立方尺につきメチルプロマイド一ポンド二四時間後)」を「くん蒸ガス保有力(空倉庫一立方メートルにつきメチルプロマイド一六・〇グラム二四時間後)」に改める。